平成２１年（フ）第２７１６号
大阪府高槻市天神町２丁目１番３―1003号、前住所大阪府高槻市日吉台五番町３番17号
破産者　村原　　均
1　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
2　一般調査期日　平成22年１月12日午後３時30分
平成21年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１０８号
札幌市白石区東札幌３条５丁目１番20号
破産者　株式会社丸証
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年２月19日午後２時
平成21年10月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７７１３号
大阪市東淀川区大道南２丁目８番16―401号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里４丁目13番10号
破産者　濱口　澄男
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成22年１月12日午後３時30分
平成21年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９号
熊本県八代市本野町269番地
破産者　谷﨑美恵子
1　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
2　一般調査期日　平成21年12月18日午前10時30分
平成21年10月13日　熊本地方裁判所八代支部

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第１３３４号
鹿児島市城山１丁目59番８号
破産者　鈴木　了五
除斥期間　平成21年10月28日まで
平成21年10月９日
鹿児島地方裁判所民事第３部

債権者集会招集

平成１２年（フ）第１８４号
大分県日田市大字石井717番地の１
破産者　木村ミート有限会社
1　期日　平成21年12月９日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年10月８日　大分地方裁判所日田支部

平成１９年（フ）第４４９３号
大阪市西区新町２丁目12番12号森ビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区新町１丁目４番26号
破産者　株式会社ジャパン・コストプランニング
1　期日　平成21年11月11日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１０２号
山口市小郡下郷788番地２
破産者　西日本メタルワーク株式会社
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年10月13日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
石川県河北郡津幡町字北中条ル25番地
破産者　池田　　忠
異議申述期間　平成21年12月４日まで
平成21年10月９日　　金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５７５号
宮崎市江南３丁目３―10
破産者　長友　光江
異議申述期間　平成21年12月14日まで
平成21年10月13日　　宮崎地方裁判所破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２３１号
京都府木津川市加茂町銭司金鋳山16番地
破産者　松本　一成
免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
平成21年10月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９９５号
埼玉県蕨市南町４丁目35―７
破産者　中村　治雄
免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
平成21年10月９日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第５号
長野県松本市梓川上野417番地４
清算株式会社　株式会社ファインフーズ梓川
代表清算人　藤野　一康
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３号
福井市中央１丁目９番26号
清算株式会社　株式会社イトウ
代表清算人　青木　一男
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。但し、本協定は、協定債権を被担保債権とする担保権の実行や保証債務の履行請求に影響を及ぼさない。
2　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福井地方裁判所

更生手続における包括的禁止命令

平成２１年（ミ）第３０号
栃木県那須塩原市塩原323番地
開始前会社　株式会社塩原観光ホテル
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
3　国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）を含む。）
平成21年10月９日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２１年（ミ）第３０号
栃木県那須塩原市塩原323番地
開始前会社　株式会社塩原観光ホテル
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号新東京ビル225区　弁護士　髙木　裕康
平成21年10月９日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権行使方法等

平成２０年（ミ）第２０号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　株式会社テスコ
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成21年10月８日から平成21年11月19日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月６日
平成21年10月８日
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２２号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　有限会社エース工業
1　議決権行使の方法　書面による投票
2　投票期間　平成21年10月８日から平成21年11月19日まで
3　決議の組分け　更生債権者の一組で行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成21年９月６日
平成21年10月８日
東京地方裁判所民事第８部